

第159回統計委員会（書面開催）議事結果

1 日付 令和3年1月27日（水）～2月18日（木）

2 審議参加者

【委員】

北村 行伸（委員長）、椿 広計（委員長代理）、伊藤 敦子、岩下 真理、川崎 茂、
神田 玲子、清原 慶子、佐藤 香、嶋崎 尚子、白塚 重典、津谷 典子、中村 洋一、
宮川 努

【臨時委員】

宇南山 卓、川口 大司

【説明者】

内閣府経済社会総合研究所国民経済計算部国際基準課

総務省統計局統計調査部調査企画課

総務省統計局統計調査部消費統計課

総務省政策統括官（統計基準担当）付統計審査官室

総務省統計委員会担当室

厚生労働省政策統括官付参事官付審査解析室

厚生労働省政策統括官付参事官付人口動態・保健社会統計室

【調査実施者】

総務省統計局統計調査部労働力人口統計室

国土交通省総合政策局情報政策課交通経済統計調査室

3 議事

- （1）諮問第144号の答申「社会生活基本調査の変更について」
- （2）諮問第147号「労働力調査、就業構造基本調査、全国消費実態調査及び社会生活基本調査の匿名データの作成について」
- （3）諮問第148号「国民生活基礎調査の匿名データの作成について」
- （4）部会の審議状況について
- （5）教育の質の変化を反映した価格の把握手法に関する研究について
- （6）全国家計構造調査の集計に係る課題への対応について
- （7）その他

4 議事の状況

「新型コロナウイルス感染症対策の総務省対処方針」（令和3年1月7日改正、新型コロナウイルス感染症総務省対策本部決定）において、「総務省主催の（略）有識者会議については（略）特定都道府県において実施するものについては、遠隔開催以外は開催し

ないものとする。」と定められたことに伴い、第 159 回統計委員会は書面開催として行われた。

(1) 諮問第 144 号の答申「社会生活基本調査の変更について」

資料 1-1～資料 1-4 に基づき、書面による審議が行われた。

審議の過程で答申案の修正がなされ、修正後の答申案については、過半数の委員から賛同が得られたことから、案のとおり決定された（決定日：令和 3 年 2 月 18 日）。

委員から提出された意見と、それに対する回答等は、別紙 1 のとおり。

(2) 諮問第 147 号「労働力調査、就業構造基本調査、全国消費実態調査及び社会生活基本調査の匿名データの作成について」

(3) 諮問第 148 号「国民生活基礎調査の匿名データの作成について」

資料 2～資料 3 に基づき、書面による審議が行われた。引き続き、諮問への答申案について、別紙 3 及び別紙 4 に基づき、書面による審議が行われ、全ての委員から賛同が得られたことから、誤記の訂正後、決定された（決定日：令和 3 年 2 月 18 日）。

委員から提出された意見と、それに対する回答は、別紙 2 のとおり。

(4) 部会の審議状況について

資料 4 に基づき、書面による審議が行われた。

(5) 教育の質の変化を反映した価格の把握手法に関する研究について

資料 5 に基づき、書面による審議が行われた。

委員から提出された意見と、それに対する回答は、別紙 5 のとおり。

(6) 全国家計構造調査の集計に係る課題への対応について

資料 6 に基づき、書面による審議が行われた。

委員から提出された意見と、それに対する回答は、別紙 6 のとおり。

(7) その他

資料 7-1～資料 7 の参考にに基づき、書面による審議が行われた。

委員から提出された意見と、それに対する回答は、別紙 7 のとおり。

第 159 回統計委員会 諮問第 144 号の答申「社会生活基本調査の変更について」に対する質問・意見及び回答

委員名前	川崎茂、清原慶子、佐藤香、白塚重典
------	-------------------

配布資料番号	ページ	委員の御質問・御意見	回答 (令和 3 年 2 月 5 日)
資料 1 - 1	2	<p>【川崎茂】</p> <p>図 1 の設問 7、8 の修正案については、部会長、部会メンバー、調査部局、統括官室のご検討の労を多としますが、次の点について、もう少し検討していただければと思います。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 設問 7 の回答肢の「ない」と、その右下の矢印が非常に近いため、回答者は、「ない」と回答した場合にだけ設問 8 に回答すると誤解する恐れがあり、結果的に「ある」の人は回答をスキップする恐れがあるので、紛れの生じないようレイアウトを工夫してはどうか。 2. 設問 8 の説明は、設問 7 の文章を読んだ後で読むと、回答者は、慢性的な病気等に起因する「日常生活への支障」と誤解する可能性が高い。それを回避するために、できるだけ調査票上に、例えば「慢性的・長期的な病気等だけでなく、一時的なもの、病気以外のもの(?) などによる支障も含めて回答してください」などと明記する必要があるのではないか。このことは、世帯に別途配布される記入の手引き等に記載しても、現実には見てもらえない場合が多いと思われるので、何とか工夫して調査票の設問欄に明記することが望ましい。 <p>この問題については、審議の時間的制約もあるようにも感じるので、必要があれば、最終的な判断を部会長に一任しても差し支えないと考えます。</p> <p>【清原慶子】</p> <p>諮問第 144 号の答申 社会生活基本調査の変更について (案) については、津谷部会長を中心に人口・社会統計部会において、これまでの統計委員会における私を含む各委員の意見を可能な限り反映して答申案をおまとめいただきましたことに感謝致します。</p> <p>意見を添えて、「本調査の変更を承認して差し支えない。ただし、以下の「(2) 理由等」で指摘した事項については、計画の修正が必要である。」とする答申案に賛同します。</p> 	<p>【人口・社会統計部会長／事務局】</p> <p>■ 御指摘を踏まえ、設問 8 の回答漏れが生じないようにするため、次の①及び②の修正を行い、答申案の図 1 の【統計委員会修正案】部分を、別添 1 のとおり修正したいと考えています。</p> <p>① 設問 7 欄右下の矢印が「ない」を選択した回答者のみを誘導するよう見えるという御懸念が示されておりました。これについては、「あるーない」の距離を短くし、中央に配置するレイアウトで対応しました。</p> <p>なお、矢印につきましては、調査票全体において各項目で使用されていることから、そのままとしたいと考えています(参考に、調査票 A の 2 頁目を別添 2 として添付します)。</p> <p>② 設問 7 と設問 8 が連続していることにより、設問 8 で回答いただく「日常生活への支障の程度」についても、慢性的・長期的な健康問題が前提であると解釈される可能性があるという御懸念が示されておりました。これについては、仮に、設問 8 の中の注意書きをしたとしても、設問 7 で「ない」と回</p>

答申案で修正を提案している事項は重要です。特に、「調査事項の追加」について、『EU統一生活時間調査（HE T U S）2018 ガイドライン』で示されている設問形式を参考とし、統計の充実及び国際比較可能性の向上に資するものであることから、おおむね適当である。ただし、本調査事項を追加した目的に沿った正確な回答を得るために、図1のとおり、修正するとともに、『調査票の記入のしかた』等において、的確な説明を加える必要があることを指摘する。」としている点はきわめて必要な指摘です。

国際比較の有用性を尊重しつつも、回答者の正確な回答を得るためにできるかぎり誤記入を防ぐために修正案が示されています。ただし、更なる調整を希望します。たとえば、「7. 慢性的な病気や長期的な健康問題」に関する質問と「8. 日常生活への支障の程度」との関係については回答者がよりの確に質問の趣旨を適切に理解できるように、質問紙において「8. 日常生活への支障の程度」の質問に、「質問7で『ある』、『ない』と答えた方すべての方に回答をお願いします」などの注意書きを添えるなどレイアウトのさらなる精査を期待します。

【佐藤香】

今回、提案された【統計委員会修正案】について、問7欄右下の矢印が「ない」を選択した回答者のみにスクリーニングするのではないという懸念が示され、矢印を削除することが示唆されました。けれども、調査票全体において矢印が使用されており、この欄のみで削除することは全体のバランスを崩す恐れがあります。そこで、「ある—ない」の距離を短くし、中央に配置するレイアウトを提案したいと思います。

【白塚重典】

条件付きで承認：設問8については、2つめの説明文を「支障については、慢性的・長期的なものだけでなく、短期的・一時的なものも含まれます」に変更し、矢印は削除する。

説明では、生活への支障は短期的・一時的なもの含んでおり、矢印は7の回答者が全員8も回答するという意味であるとのことであった。ただ、この矢印は、7から8への設問の継続性を意味し、生活への支障も慢性的・長期的であると解釈される可能性は無視できないと考える。

答した方が設問8自体を見ないという場合も考えられます。そこで、設問7の欄内に、設問8への誘導を直接記載することとしました。

別添 1 諮問第 144 号の答申「社会生活基本調査の変更について」の図 1 の【統計委員会修正案】について

修正案	現行
<p>7 慢性的な病気や長期的な健康問題 ・慢性的・長期的とは 6か月以上続いているまたは続くと予想されることをいいます</p> <p>慢性のな病気や長期的な健康問題 ある ない</p> <p>(追加) → 「ある」「ない」にかかわらず 8欄に記入してください</p> <p>8 日常生活への支障の程度 ・心身の状態を原因とする支障に限定して記入してください ・もっとも当てはまるものを記入してください</p> <p>日常生活に非常に支障がある 日常生活にある程度支障がある 日常生活に支障はない</p> <p>支障は6か月以上継続している 支障は6か月以上継続していない 支障は6か月以上継続している 支障は6か月以上継続していない</p>	<p>7 慢性的な病気や長期的な健康問題 ・慢性的・長期的とは 6か月以上続いているまたは続くと予想されることをいいます</p> <p>慢性のな病気や長期的な健康問題 ある ない</p> <p>8 日常生活への支障の程度 ・心身の状態を原因とする支障に限定して記入してください ・もっとも当てはまるものを記入してください</p> <p>日常生活に非常に支障がある 日常生活にある程度支障がある 日常生活に支障はない</p> <p>支障は6か月以上継続している 支障は6か月以上継続していない 支障は6か月以上継続している 支障は6か月以上継続していない</p>

(線の幅を調整)

別添2 今回の意見を踏まえた修正後の調査票A (2ページ部分抜粋)

1 氏名・男女の別
 (氏名) 男 女

2 世帯主との続き柄
 ・世帯主の配偶者(夫または妻)の祖父母・兄弟姉妹は それぞれ**祖父母・兄弟姉妹**に含めます
 ・孫の配偶者は**孫**に 兄弟姉妹の配偶者は**兄弟姉妹**に含めます

世帯主 世帯主の配偶者 子 子の配偶者 孫 世帯主の父母 配偶者の父母 祖父母 兄弟姉妹 その他

3 出生の年月
 ・該当する元号または西暦に記入した上で 年・月を記入してください
 ・年を西暦で記入する場合は 西暦年の4ケタを記入してください

明治 大正 昭和 平成 西暦

年 月

4 配偶者の有無
 ・届出の有無に関係なく記入してください

未婚 配偶者あり 死別・離別

5 教育
 ・「在学中」の人はその学校 「卒業」の人は最終卒業学校(中途退学した人はその前の学校)について記入してください
 ・学校の区分については「調査票の記入のしかた」をご覧ください

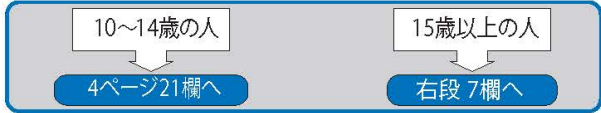
在学中 卒業 在学したことがない

小 中 高校・旧制中 専門学校(修業年限) 短大・高专 大 大 学 院

1年以上未 2年以上未 4年以上未

6 ふだんの健康状態
 ・ふだんの生活への影響の有無などにより もっとも当てはまるものを記入してください

良 ま ふ あ 良 良
 い あ っ ま く く
 っ う り くない くない



7 慢性的な病気や長期的な健康問題
 ・慢性的・長期的とは 6か月以上続いているまたは続く予想されることをいいます

慢性的な病気や長期的な健康問題
 ある ない

(「ある」「ない」にかかわらず 8欄に記入してください)

8 日常生活への支障の程度
 ・心身の状態を原因とする支障に限定して記入してください
 ・もっとも当てはまるものを記入してください

日常生活に非常に支障がある 日常生活にある程度支障がある 日常生活に支障はない

支障は6か月以上継続している 支障は6か月以上継続していない 支障は6か月以上継続している 支障は6か月以上継続していない

9 ふだん介護を受けていますか
 ・介護とは 日常生活における入浴・着がえ・トイレ・移動・食事などの際の手助けや洗濯・掃除などの家事援助などを行うことをいいます
 ・介護には 介護保険法における要介護認定や 障害者総合支援法における障害支援区分の認定を受けていない人に対する介護も含めます
 ・一時的な病気などに対する介護は除きます

(当てはまるものすべてに記入してください)

自宅に住んでいる人から受けている 自宅外に住んでいる人から受けている(親族 訪問介護・デイサービスなど) 介護を受けていない

月に3日以内 週に1日 週に2日 週に3日 週に4~5日 週に6日以上

10 ふだん家族の介護をしていますか
 ・介護している家族が自宅外にいる場合は 介護している家族が住んでいる場所について記入してください

(当てはまるものすべてに記入してください)

65歳以上の家族を介護 その他の家族を介護 介護をしていない

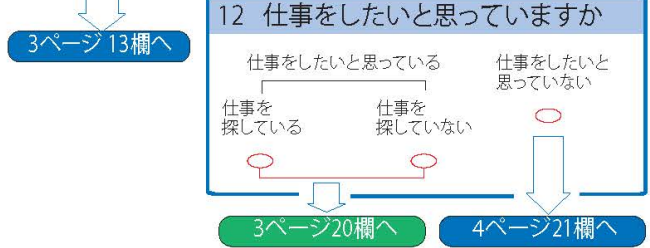
自宅内 自宅外 自宅内 自宅外

同じ敷地内または近くに住んでいる(徒歩で5分程度) その他 同じ敷地内または近くに住んでいる(徒歩で5分程度) その他

11 ふだん仕事をしていますか
 ・仕事とは 収入を伴う仕事をいい 自家営業(農業や店の仕事など)の手伝いや内職・アルバイトなども含めます
 ・通学には 予備校・専修学校・各種学校などに通っている場合も含めます
 ・育児休業や介護休業などのため仕事を一時的に休んでいる場合は「仕事をしている」とします

仕事をしている人 仕事をしていない人

おもに仕事 家事などのかわらに仕事 通学のかわらに仕事 家事 通学 その他



委員名前	岩下 真理
------	-------

配布資料番号	ページ	委員の御質問・御意見	回答 (令和3年2月5日)
資料 1 - 1	2	図1の統計委員会修正案に賛同します。	<p>【人口・社会統計部会長／事務局】</p> <p>■ 御賛同いただきありがとうございます。</p> <p>答申案の図1の【統計委員会修正案】部分については、上記のとおり、複数の委員からの御指摘を踏まえ、別添1のとおり修正したいと考えています。</p>

委員名前	神田玲子
------	------

配布資料番号	ページ	委員の御質問・御意見	回答 (令和3年2月5日)
資料 1 - 1	2	「7 慢性的な病気や長期的な健康問題」についての質問が2点あります。1点目ですが、慢性的な病気と長期的な健康問題とは、用語で意味がどう違うのかわかりにくいように感じました。慢性的と長期的、病気と健康問題の区分を調査の仕様書に記載いただく必要があると思いましたが、その予定でいらっしゃいますでしょうか。個人的には、「慢性的な病気」ではなく、「慢性的な疾患」のほうがわかりやすいと感じていますが、仕様書で明確に定義していただくのであれば、それでもよいと思います。2点目ですが、本問は、あくまでも健康状況について聞く問であり、障害者の方は本問ではかならずしも「ある」に記入いただくことを期待していないと理解しましたが、その理解で正しいでしょうか。日常生活に不自由を感じている方は、8の「心身の状態を原因とする支障」で把握できると思いますので、7で把握することを想定されておられなければ、問題ないと思います。	<p>【総務省統計局】</p> <p>■ 1点目については、「慢性的な病気や長期的な健康問題」は欧州統計局のガイドラインにおける「long-standing illnesses」や「long-standing/chronic health problem」に対応するものであり、身体的、知的・精神的なものを含む6か月続いている又は続くと予想される病気や怪我などを把握するものです。このため、必ずしも「慢性的」と「長期的」、「病気」と「健康問題」といった用語を明確に区別して規定する必要はないと考えていますが、いただいたご意見も踏まえ、調査対象者が正確に回答できるよう、「調査票の記入のしかた」等において必要な説明を記載</p>

			<p>した上で、円滑に調査を実施したいと考えています。</p> <p>■ 2点目については、御認識のとおりです。</p>
--	--	--	--

委員名前	白塚重典
------	------

配布資料番号	ページ	委員の御質問・御意見	回答 (令和3年2月5日)
資料 1- 1	2	<p>次回以降の調査を展望して、設問8については、短期的・一時的なものも含めることの意図と必然性が理解できない。EUROSTAT等、関係機関との間で、この設問が短期的・一時的なものも含んでおり、その場合、短期的・一時的なものを含めることは、どのような目的や意義があるのかを確認して欲しい。</p> <p>その上で、もし短期的・一時的なものも含むのであれば、設問8の回答選択肢は、設問7と平行な形にして、短期的・一時的なもの、慢性的・長期的なものを区別できるように、以下の3つの選択肢を作ることを検討してはどうか。選択肢：①支障は6ヶ月以上継続している（現行通り）。②支障は6ヶ月以上継続していないが、先行き6ヶ月以上継続する見込みである。③支障は6ヶ月以上継続しておらず、先行き6ヶ月以内には解消する見込みである。</p>	<p>【総務省統計局】</p> <p>■ 今回の設問7及び設問8を追加するに当たっては、社会生活基本調査の特性を踏まえて、欧州統計局のガイドラインの定義及び設問形式を採用することとしています。これにより、慢性的な病気や長期的な健康問題及び日常生活への支障を抱えておられる方を捉え、そういった方とそれ以外の方の生活時間の違い等が把握できるとともに、国際比較性を確保することをねらいとしています。</p> <p>■ 以上から、設問8については、欧州統計局のガイドラインを踏まえ、設問7の回答内容にかかわらず、短期的・一時的な支障（6か月以上継続していない支障）がある方を含め、全ての調査対象者に回答していただくものとしています。</p> <p>■ その上で、設問8で主に把握すべき者は、欧州統計局のガイドラインにおける「日常生活に支障がある</p>

者」であり、このような者として集計される者は、日常生活において「ある程度」以上の支障があり、かつ当該支障が6か月以上継続している人になります。御提示している調査票案（設問8）の5つある選択肢で言えば、以下の2つの選択肢が該当します。

- ・ 「日常生活に非常に支障がある」かつ「支障は6か月以上継続している」（1番左の選択肢）
- ・ 「日常生活にある程度支障がある」かつ「支障は6か月以上継続している」（左から3番目の選択肢）

■ このような者を主に把握する目的については、欧州統計局のガイドラインによると、長期的な支障によってもたらされる介護、依存等がより深刻であることから、そのような長期的な支障の存在を測定することとされています。

■ 他方、設問8は上述のとおり全ての調査対象者が回答するものであり、短期的・一時的な支障（6か月以上継続していない支障）がある方を含めて、回答の選択肢を設定する必要があります。また、「支障は6か月以上継続していない」の選択肢を設定することで、上記の主に把握すべき2つの選択肢に含まれる範囲を調査対象者が明確に認識できるようになり、正確な回答を得られるものと考えられます。欧州統計局のガイドラインには、こうした調査項目が示されており、上述の5つの選択肢はこれに即したものとなっています。

		<p>■ また、設問 8 では、設問 7 と異なり、日常生活への支障が調査時点でまだ 6 か月間続いていないが 6 か月以上続くと予想される場合は、「日常生活に支障がある者」とされず把握の対象になっていません。これは、日常生活への支障の状況は、特別な機器の使用などにより変わり得るものであり、この場合の正確な回答を得るためには過去の経験のみに基づく必要があるためです。この点についても欧州統計局のガイドラインに規定されています。</p> <p>■ いずれにしても、今回新設した設問を含めた令和 3 年社会生活基本調査の実施状況や結果等を踏まえた上で、国際的な発信も含め必要な対応を検討してまいりたいと考えております。</p>
--	--	--

委員名前	白塚重典
------	------

配布資料番号	頁	委員の御質問・御意見	回答 (令和 3 年 2 月 15 日)	本件に係る統計委員会委員長の整理
資料 1-1 (答申案)	1~2	設問 8 について、慢性的・長期的かどうかを誤解する懸念については、設問 7 から 8 への誘導という問題だけでなく、8 の回答内容にも影響する点について、回答がなく、質問の趣旨が理解されていないように思われます。本来の設問の意図は、短期的・一時的なものも含めて、日常生活への支障の有無を確認する	<p>【総務省統計局】</p> <p>■ 設問 8 の回答につきましては、設問 7 から設問 8 への適切な誘導はもちろんのこと、いただいた御意見も踏まえ、調査対象者に正確に回答していただけるよう、「調査票の記入のしかた」等において必要な説明を記載した上で、円滑かつ適切な調</p>	<p>■ 健康状態や日常生活の支障については、様々な場合があると想定されます。このような状況も踏まえ、答申案では、調査実施の際の留意点として、今回追加する調査事項について、目的に沿った正確</p>

		<p>ものであると説明されていたと理解しています。ただ、この設問について、回答者が前問からの流れの中で、慢性的・一時的な要因による支障であると理解した場合には、回答日にたまたま非常に体調がすぐれず寝込んでしまい、非常に大きな支障が生じていたとしても、支障はないという欄を選択する可能性は無視できないと考えます。</p>	<p>査を実施してまいりたいと考えております。</p>	<p>な回答を得るために、「調査票の記入のしかた」等において、的確な説明を加える必要があることを指摘することと整理しています。</p> <ul style="list-style-type: none"> ■ このため、答申は2月5日に提示した修正を反映したものにより採択いたしますが、調査実施部局（総務省統計局）には、白塚委員からの意見も踏まえつつ、「調査票の記入のしかた」等において的確な説明について一層の配慮を行い、適切な調査の実施を求めたいと考えています。 ■ また、今回の統計委員会での議論や令和3年調査結果等を踏まえ、国際的な発信等、必要な対応も求めたいと考えています。
同	1～2	<p>設問8のような理由で、慢性的・長期的に継続すると予想される健康問題でも、最近そうした状態に陥り、6ヶ月以上継続していない人は排除されることが適当であると整理するのであれば、なぜ、設問7には、予想されるケースも含むのかが理解できません。この点の相違は、設問7、8の回答をする上でよく理解されないまま回答されている可能性が懸念されます。設問7と8で、継続期間が6ヶ月未満の人について、異なる扱いをすべき理由をご説明願います。</p>	<p>【総務省統計局】</p> <ul style="list-style-type: none"> ■ 設問7に関し、欧州統計局のガイドラインでは、「長期的・慢性的な症状の主な特徴は、恒常的であり、長期間の管理、経過観察又は治療を必要とすることが見込まれることである」とされています。他方で、設問8に関しては、「日常生活への支障」の状況について、特別な機器の使用などにより変わり得るものであり、正確な回答を得るためには過去の経験のみに基づく必要があるとされています。これらも踏まえ、今回新設する設問7及び設問8の整理をしております。 ■ いずれにせよ、設問7及び設問8の回答につきましては、いただいた御意見も踏まえ、調査対象者に正確に回答していただけるよう、「調査票の記入のしかた」等において必要な説明を記載した上で、円滑かつ適切な調査を実施してまいりたいと考えております。 	

委員名前	川崎茂、清原慶子
------	----------

配布資料番号	ページ	委員の御質問・御意見	回答 (令和3年2月5日)
資料 1 - 1	2	<p>【川崎茂】 この問題が非常に扱いにくくなった大きな原因は、EUにおける統計基準が非常に分かりにくいものだったことにあると思います。今後、国際会議など適当な機会があれば、統計局からこの問題を指摘して、将来に向けて基準自体の改善を働きかけていただくとよいと思います。（これは、できれば、という要望であり、答申に書かなくて結構です。）</p>	<p>【総務省統計局】 ■ 今回新設した設問を含めた令和3年社会生活基本調査の実施状況や結果等を踏まえた上で、国際的な発信も含め必要な対応を検討してまいりたいと考えております。</p>
		<p>【清原慶子】 『EU統一生活時間調査（HETUS）2018ガイドライン』の作成担当者に、日本の統計委員会で回答者に回答しやすい質問とするために出された意見について伝えていただくことを期待します。</p>	

委員名前	清原慶子
------	------

配布資料番号	ページ	委員の御質問・御意見	回答 (令和3年2月5日)
資料 1 - 1	3	<p>「イ 報告を求めるために用いる方法の変更（ア）スマートフォン等の情報通信機器による回答方法の導入」、については、「スマートフォン等による回答の際に用いる電子調査票の開発に当たっては、本調査が生活時間を詳細に把握する調査であるという特徴を踏まえつつ、報告者にとって回答しやすく、利用しやすい設計に努めることが必要である一方、検討の結果、仮に、報告者による幅広い利用が見込めず、また、回答の困難性と相まって調査結果への重大な支障が見込まれると調査実施者が判断した場合には、対応の取りやめを含めた現実的な対応をとることを許容する旨、付言する。」と記述されています。デジタル時代において、</p>	<p>【人口・社会統計部会長／事務局】 ■ 御賛同いただきありがとうございます。</p>

	<p>スマートフォンでの回答が可能になることは回答者の有用性を高めると想定されることから鋭意開発研究を進めていただきたいと思いつつも、本来的な調査目的や、それに基づく回答者の視点から困難がある場合には、取りやめる判断もありえます。そこで、質問項目が多い調査でもあることから回答者本位の開発研究を求める趣旨でこの記述は必要と受け止めます。</p>	
--	--	--

第 159 回統計委員会 諮問第 147 号「労働力調査、就業構造基本調査、全国消費実態調査及び社会生活基本調査の匿名データの作成について」、
 諮問第 148 号「国民生活基礎調査の匿名データの作成について」に対する質問・意見及び回答

委員お名前	川崎 茂、清原 慶子、岩下 真理、佐藤 香、嶋崎 尚子
-------	-----------------------------

配布資料番号	ページ	委員の御質問・御意見	府省の回答
資料 2 資料 3		<p>【川崎 茂】</p> <p>両案件のように、これまで丁寧な審議を経て大きな方針を決定しており、それに従って順調に運用されている場合には、委員会として、今回のような簡略な手順により判断を下すという方法は合理的であると思います。このような審議方法を歓迎します。</p>	<p>御賛同いただき、ありがとうございました。</p> <p>匿名データの早期提供に向けて、作成を進めてまいりたいと考えております。</p>
資料 2		<p>【清原 慶子】</p> <p>○「諮問第 147 号 労働力調査、就業構造基本調査、全国消費実態調査及び社会生活基本調査に係る匿名データの作成について（諮問）」については、これまでに匿名データの作成実績があり、今回は、その作成年次を追加することと認識します。</p> <p>また、総務省統計研究研修所による検証結果によれば、今回の匿名データの作成に当たっては、新規調査事項などについても、これまでの匿名化手法を活用するなど、「匿名化処理基準」に準じて処理することとしており、問題がないと確認されていると承知しています。そこで、調査回答者の匿名性及び学術研究等における有用性が確保されるものと期待されることから、本匿名データを作成することは、適当であると考えます。</p>	
資料 3		<p>【清原 慶子】</p> <p>○「諮問第 148 号国民生活基礎調査に係る匿名データの作成について（諮問）」については、これまでに匿名データの作成実績があり、今回は、その作成年次を追加することと認識します。</p> <p>また、総務省統計研究研修所による検証結果によれば、今回の匿名データ</p>	

		<p>の作成に当たっては、新規調査事項などについても、これまでの匿名化手法を活用するなど、「匿名化処理基準」に準じて処理することとしており、問題がないと確認されていると承知しています。そこで、調査回答者の匿名性及び学術研究等における有用性が確保されるものと期待されることから、本匿名データを作成することは、適当であると考えます。</p>	
資料2 の参 考	3	<p>【岩下 真理】</p> <p>全国消費実態調査は、私が所属する消費統計研究会にも関係する統計なので、その内容を理解しておきます。</p>	
2		<p>【佐藤 香】</p> <p>匿名データは学術目的での分析に供されており、学術の発展のためにも、迅速に提供されることが重要です。したがって、労働力調査・就業構造基本調査・全国消費実態調査・社会生活基本調査の匿名データの作成にかかわる当諮問は妥当であると考えます。なお、e-Statのトップページなどで、現在、利用可能な匿名データのリストが一覧できるようなリンクをおくことを提案させていただきます。</p>	<p>御賛同いただきありがとうございます。</p> <p>匿名データを含むマイクロデータの利用については、「マイクロデータ利用ポータルサイト」(e-Statのトップページにリンクあり)を整備し、利用可能な匿名データのリストの掲載、提供手続の案内など、統計局HP及び統計センターHPとも連携して一元的な情報発信を行っているところですが、より利用者が分かりやすい情報提供に努めて参りたいと考えております。</p>
議 事 2	答申 案 p.1	<p>【嶋崎 尚子】</p> <p>2 (1) エ「ボトムコーディング」について「それを下回る場合に下限値以上でまとめる措置をいう。」は「以上」でよいのでしょうか。「以下」ではないのでしょうか。</p>	<p>御指摘のとおり誤記でございますので、訂正いたします。【事務局】</p>

諮問第147号の答申

労働力調査、就業構造基本調査、全国消費実態調査及び社会生活基本調査に係る匿名データの作成について（案）

本委員会は、諮問第147号による労働力調査、就業構造基本調査、全国消費実態調査及び社会生活基本調査に係る匿名データの作成について審議した結果、下記のとおり結論を得たので、答申する。

記

1 計画の適否

令和3年1月27日付け諮問第147号「労働力調査、就業構造基本調査、全国消費実態調査及び社会生活基本調査に係る匿名データの作成について」（以下「本計画」という。）は、総務省統計研究研修所における検証結果を踏まえて審議した結果、以下のとおり、調査回答者の匿名性及び学術研究等における有用性が確保されるものと認められることから、本計画で、平成25年から令和元年までの労働力調査、平成24年及び平成29年の就業構造基本調査、平成21年及び平成26年の全国消費実態調査並びに平成23年及び平成28年の社会生活基本調査（以下「4調査」という。）の匿名データを作成することは、適当である。

2 理由等

(1) 上限値、下限値の設定等

本計画では、4調査における調査項目の上限値、下限値の設定等について、これまでに作成した労働力調査等の匿名データにおける匿名化措置の一部を変更して、以下のとおり措置することとしている。

ア 世帯員年齢のトップコーディング（一定の値を上限値とし、それを上回る場合に上限値以上でまとめる措置をいう。以下同じ。）は、85歳以上を90歳以上に変更

イ 就業構造基本調査における就職時期及び就業期間のトップコーディングは、世帯員年齢のトップコーディングの変更に合わせ、就職時期は70年前以上を75年前以上に、就業期間は70年間以上を75年間以上に変更

ウ 社会生活基本調査における末子年齢のリコーディング（分類の程度を粗いものにする措置をいう。以下同じ。）及びトップコーディングは、1～11歳の間でリコーディング及び12歳以上でトップコーディングを、1～9歳各歳をそのまま提供、10～17歳の間でリコーディング、18歳以上をトップコーディングに変更

エ 全国消費実態調査における住居等面積、年間収入、貯蓄現在高及び借入金残高のトップコーディング及びボトムコーディング（一定の値を下限値とし、それを下回る場合に下限値以上でまとめる措置をいう。以下同じ。）は、全国一律を地域区分ごとに変更

これらについては、データの分布状況の変化や他の統計調査の匿名データにおける匿名化措置を踏まえたものであり、有用性が高まることから、適当である。

(2)情報の削除

本計画では、社会生活基本調査の調査票Aにおいて、子どもの数の多い世帯及び父子世帯については、同調査の調査票Bにおける措置と同様に、地域区分ごとに出現率の少ない世帯を削除することとしている。

これについては、匿名性を確保する一方で、有用性の観点からは地域区分ごとに削除する措置が講じられており、適当である。

(3)新規追加調査項目の匿名化措置等

本計画では、4調査における新規追加調査項目について、以下のとおり措置することとしている。

ア 就業構造基本調査の匿名化措置

- ・卒業時期は、就学区分（小中高大など）と組み合わせることにより、世帯員の年齢を推測することが可能となるため、平成24年調査では昭和58年～平成24年の間で、平成29年調査では昭和63年～平成29年の間で、5年ごとにリコーディング
- ・雇用契約更新回数は、1～9回はそのまま提供、10回以上は、出現率が低くなるものがあるため、10～14回、15～19回でリコーディング、20回以上をトップコーディング
- ・平成24年調査における東日本大震災の仕事への影響に関する調査項目は、対象となる世帯が限られており、当該項目を複数の項目と組み合わせることにより、世帯を特定されるリスクが高まるため、当該項目は提供しない。

イ 全国消費実態調査の匿名化措置

- ・育児休業取得期間は、30か月まではそのまま（1か月単位で）提供、31か月以上は、出現率が低くなるものがあるため、トップコーディング
- ・平成26年調査における被災に関する調査項目は、対象となる世帯が限られており、当該項目を複数の項目と組み合わせることにより、世帯を特定されるリスクが高まるため、当該項目は提供しない。
- ・平成26年調査における建物の階数は、外観識別性が高い等のため、建物全体の階数は1～2階、3～5階、6～10階、11～14階でリコーディング、15階以上をトップコーディング、世帯が住んでいる階数は1～2階、3～5階、6～10階でリコーディング、11階以上をトップコーディング
- ・品目の購入地域は、項目の特性等を踏まえ、当該項目は提供しない。

ウ その他の新規追加調査項目については、項目の特性やデータの分布状況を踏まえ、そのまま提供することとしている。

ア及びイについては、匿名性を確保するために適当である。また、ウについては、匿名性が確保されるとともに有用性が高まることから、適当である。

諮問第148号の答申

国民生活基礎調査に係る匿名データの作成について（案）

本委員会は、諮問第148号による国民生活基礎調査に係る匿名データの作成について審議した結果、下記のとおり結論を得たので、答申する。

記

1 計画の適否

令和3年1月27日付け諮問第148号「国民生活基礎調査に係る匿名データの作成について」（以下「本計画」という。）は、総務省統計研究研修所における検証結果を踏まえて審議した結果、以下のとおり、調査回答者の匿名性及び学術研究等における有用性が確保されるものと認められることから、本計画で平成28年の国民生活基礎調査の匿名データを作成することは、適当である。

2 理由等

本計画では、平成28年調査の新規追加調査項目について以下ア～ウのとおり措置するほか、社会情勢の変化により、エのとおり措置することとしている。

ア 在卒の学校の種類のうち「小学・中学」及び「高校・旧制中」それぞれの内訳として追加された「特別支援学校・特別支援学級」については、出現率が低く、当該項目を複数の項目と組み合わせることにより、世帯を特定されるリスクが高まるため、当該項目は提供しないこととしている。

イ 同居していない者が入所している社会福祉施設の種類については、これまでの「老人福祉施設」及び「社会福祉施設（老人福祉施設を除く）」が細分化され、「老人福祉施設」、「障害者支援施設」及び「これら以外の社会福祉施設」となったが、これらの社会福祉施設は、これまでに作成された国民生活基礎調査の匿名データと同様に、長期入院と統合して提供することとしている。

ウ その他の新規追加調査項目については、各回答欄の回答数が一定数存在するため、そのまま提供することとしている。

エ 単身赴任で同居していない者の人数については、これまでに作成された国民生活基礎調査の匿名データにおいては3人以上を統合して提供していたが、3人以上いる世帯がなかったため、そのまま提供することとしている。

ア及びイについては、匿名性を確保するために適当である。また、ウ及びエについては、匿名性が確保されるとともに有用性が高まることから、適当である。

第 159 回統計委員会 教育の質の変化を反映した価格の把握手法に関する研究について に対する質問・意見及び回答

委員お名前	宮川 努、中村 洋一、岩下 真理
-------	------------------

配布資料番号	ページ	委員の御質問・御意見	府省の回答
資料 5	3	<p>【宮川 努】</p> <p>大変興味深い報告でありありがとうございました。そのうえで質問ですが、産出数量法にしたがって教育の質を考える場合、学生の成績の向上などは考慮されないのでしょうか。イギリスのマイクロデータ分析だと成績を産出量の指標に取っている例も見受けられます。OECDのPISAの成績などは質の評価にならないのでしょうか。</p>	<p>明示的な教育の質の向上（例：学生の成績の向上）を教育のアウトプット推計に反映させることに関しては、産出数量法を導入しているEurostatのhandbookにおいても否定されています。これは、「明示的な質の向上」の定義が明らかではなく、恣意的に教育のアウトプットを変動させることが可能であるためであると考えられます。</p> <p>ご指摘のイギリスのマイクロデータ分析事例は、Atkinson氏による明示的な質調整を伴う分析・推計の件を指すものと認識しておりますが、当該分析はあくまで個人的な試算であり、実際の同国SNAにおける教育のアウトプット推計に当たっては、細分化アプローチによる非明示的な質の調整を行うに留まっているものと承知しております。</p> <p>OECDの生徒の学習到達度調査（PISA）については、義務教育修了段階の15歳児を対象として、数学的リテラシー、科学的リテラシー、読解力の3分野について、2000年から3年毎に実施（2015年調査以降はコンピュータ使用型調査に移行）されているものと承知しております。当該調査のスコアを教育アウトプットの質評価に用いることについては、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・調査データが2000年以降の3年おきのみで、調査対象者も単一年次（我が国では高校1年相当学年）に限定されており、高等教育等も含めた教育プロセス全体の質に係る経年の変化・推移の計測及び遡及分析には不適であること、 ・計測の対象が3分野のみで、我が国の教科・科目構成（中等教育段階）との関係においては、主として国語・数学・理科のみについての教育成果の評価に留まることから、その他科目を含めた学校教育全体の質

			<p>評価には十分でないこと、</p> <p>といった種々の問題点に留意しつつ検討を行う必要があるものと認識しております。</p>
5	11～ 13	<p>【中村 洋一】</p> <p>ダブルデフレーションによる実質付加価値の構成を考えることは普通はありませんが、生徒数の減少で実質アウトプットが減少すると実質付加価値が縮小し、実質の労働インプットが抑えられるというイメージになります。同時にクラス規模が小さくなるのであれば、教育の質が向上しているとも考えられるので、小中学校については「教育授業時間」の方がよいかもしれません。大学以上では、在学者数と授業時間の意味が所中等教育とは異なりますので、ハイブリッド式や投入法が適していると思います。</p>	<p>教育デフレータ検討・推計に当たっての投入法及び産出数量法の特徴・得失については、国際的状況・事情の違い等も考慮しつつ、種々の観点からの検討が必要と考えます。両手法についてご送付いただいた見解も、一面ではご指摘の通りの見方ができるかと思いますが、今後の当方における検討・研究に際して、貴重なご意見として参照・活用させていただきたいと考えております。</p>
資料5		<p>【岩下 真理】</p> <p>現在の研究状況は理解できたのは有難い。コロナ禍でオンライン授業が増えるなど、今後の教育の質の変化をフォローしていく必要があると感じる。ポストコロナは様々な経済活動の変化を生じることから、統計作成もきめ細かい対応が求められるだろう。</p>	<p>教育現場においては、ご指摘の通り、コロナ禍の影響によるオンライン授業・講義の増加といった大きな状況変化が生じており、今後の教育の質変化の把握・評価に際しては、こうした現場の状況変化を踏まえつつ、種々の観点からの検討・分析を加える必要があるものと認識しております。教育デフレータの検討に際しても、今般の研究報告において「今後の課題」の一つとして挙げさせていただいた通り、ICT機器の導入・活用による質向上の把握・解析等、分析・推計手法の更なる改良・深化を検討していくべきと考えております。</p>

第 159 回統計委員会 全国家計構造調査の集計に係る課題への対応について に対する質問・意見及び回答

委員名前	佐藤 香、岩下 真理
------	------------

配布資料 番号	ページ	委員の御質問・御意見	府省の回答
6	1	<p>【佐藤 香】</p> <p>「データ移送」という用語は、容易に理解することができませんでした。統計学などでは「データマージ」などが一般的だと思います。わかりやすい用語をもちいていただけるとありがたく思います。なお、簡易調査においても年間収入の世帯数分布が基本調査と類似していることを明らかにできたことは、今後の調査実施において有益な知見です。家計構造調査は回答者の負担が大きい調査ですので、簡易調査を有効にもちいて、基本調査の対象数を減らすなどができればよいと思います。ただし、この場合、数年ごとに基本調査の対象数を回復して簡易調査の分布を確認することが必要になりますので、簡単ではないかとも考えております。</p>	<p>用語につきましてご指摘いただきありがとうございます。今回調査の結果公表にあたりましては、わかりやすい用語を用いるよう努めてまいります。</p> <p>また、次回以降の調査に向けましては、今回調査の実査における報告者負担や地方公共団体等における調査事務負担の状況と、集計結果データの特性を精査した上で、実査負担を抑えながら十分な結果精度を得られるように、調査設計の検討を進めてまいります。</p>
資料 6		<p>【岩下 真理】</p> <p>全国家計構造調査は、私が所属する消費統計研究会で、しっかり審議したいと思います。</p>	<p>ご意見ありがとうございます。今後も、全国家計構造調査の集計に関する課題や、次回以降の調査の調査設計等につきまして検討を進めてまいりますので、よろしくお願いたします。</p>

第 159 回統計委員会 人口動態統計の年間推計に対する質問・意見及び回答

委員お名前	宮川 努
-------	------

配布資料番号	ページ	委員の御質問・御意見	府省庁の回答
資料 7	1	<p>新型コロナ対応でお忙しいところご説明ありがとうございました。ただ、数値の動きが異常というだけでこれまで続けてきた推計を公表しないというのは少し恣意的に思えます。本年 6 月に概数値、9 月に確定値が出た段階で、今回もし推計をした場合の値が、過去の推計値と比べて大きく外れる可能性があったということを確認し、統計委員会で御報告いただきたいと思えます。そのうえで、白塚委員が述べられたように今後推計値を公表するかどうか、計算式の提示だけにとどめるか、推計式公表の時期を 1 月ずらすか、また信頼区間を設定するかなどを議論すべきだと考えます。</p>	<p>ご意見ありがとうございます。</p> <p>人口動態統計調査については、統計法の調査計画に基づき速報、月報（概数）、確定数を公表しているところです。</p> <p>一方、今回ご意見のありました年間推計は、年末に、既公表の数値を利用して、推計精度等を考慮せず資料にある計算式により、機械的に算出しているものです。</p> <p>この年間推計は、昭和の頃に、記者から年末年始の記事として掲載したいとの要望を受けてサービスとして行ってきたものです。</p> <p>この経緯もあり、年間推計は、統計法の調査計画に基づき行っているものではないことから、これまで統計委員会にお諮りしたことはありません。</p> <p>令和 2（2020）年の年間推計について、その算出に用いる令和元年、2 年の出生数や死亡数などが、資料にあるように、例年と異なる動きが出ていました。このため、これまでの方法で機械的に算出し、公表することは、ミスリードにつながる可能性があるとして政策的に判断し、厚生労働省として推計を行うことを取りやめたものです。</p> <p>なお、令和 2 年（2020）の人口動態調査の調査結果としては、速報、月報（概数）、確定数を調査計画どおりに公表する予定です。</p> <p>また、本年以降の年間推計実施の有無については、厚生労働省において検討します。</p> <p>委員ご指摘の、「推計をした場合の値」については、厚生労働省として「令和 2（2020）年人口動態統計の年間推計を行わない」としており、令和</p>

			2年概数（あるいは確定値）と「年間推計」を比較してお示しすることは考えていません。
--	--	--	---

委員お名前	川崎 茂
-------	------

配布資料番号	ページ	委員の御質問・御意見	府省庁の回答
資料 7- 1	P.2	<p>このたび、コロナ禍の影響により、例年とは著しく異なる状況が生じると予測されることにより、厚生労働省が「年間推計」の公表を取りやめたことに賛同します。人口動態統計の公表資料の中では、「速報」、「月報（速報）」、「年報」は基幹統計の調査結果としての公表物ですが、「年間推計」はそうではなく、あくまでも付加サービスの公表物であると理解しています。この度の処置は、後者を通常通り公表することによって利用者をミスリードする危険を回避する方策として、その判断は理解できます。</p> <p>しかし、人口動態統計のHPを見ると、これら4種類の公表資料は、基本的に同等のものであるかのように扱われているように見えます。このため、「年間推計」の公表を取りやめたことは、正式な調査結果公表を恣意的に抑えたのではないかと無用な疑念を生じさせる恐れもあるように思われます。そのような疑念を回避するために、この公表物の位置付けの説明について、さらに丁寧な説明があることが望ましいと考えます。</p> <p>HPの表現によれば、「月報（概数）と速報の公表数値を用いた推計です。毎年、調査年の12月下旬頃に公表しています。」としか書かれていませんが、現実には、データの得られている1～10月の速報値等により、まだデータの得られていない11～12月について一定の仮定を置いて機械的に合算したものです。これは、統計学的な「推計」とは技術的に異なるレベルのものですが、言葉としては同じように「推計」と呼ばれており、紛らわしい印象があります。実際、「年間推計」の数値は、例年、ニュースでも正式な公表値と同じぐらい比較的目的立った形で取り上げられており、メディアでは基幹統計の結果と区別して報じられていないように思います。このように「年間推計」の数字は一定の信頼感をもって受け止められてきた経緯もあり、仮にその値が確報値と大きくずれた場合には、利用者において混乱を生じさせるの</p>	<p>ご意見ありがとうございます。</p> <p>人口動態統計調査については、統計法の調査計画に基づき速報、月報（概数）、確定数を公表しているところです。</p> <p>一方、今回ご意見のありました年間推計は、年末に、既公表の数値を利用して、推計精度等を考慮せず資料にある計算式により、機械的に算出しているものです。</p> <p>この年間推計は、昭和の頃に、記者から年末年始の記事として掲載したいとの要望を受けてサービスとして行ってきたものです。</p> <p>この経緯もあり、年間推計は、統計法の調査計画に基づき行っているものではないことから、これまで統計委員会にお諮りしたことはありません。</p> <p>令和2（2020）年の年間推計について、その算出に用いる令和元年、2年の出生数や死亡数などが、資料にあるように、例年と異なる動きが出ていました。このため、これまでの方法で機械的に算出し、公表することは、ミスリードにつながる可能性があるとして政策的に判断し、厚生労働省として推計を行うことを取りやめたものです。</p> <p>なお、令和2年（2020）の人口動態調査の調査結果としては、速報、月報（概数）、確定数を調査計画どおりに公表する予定です。</p> <p>また、本年以降の年間推計実施の有無については、厚生労働省において検討します。</p> <p>「年間推計」のHPへの掲載方法については、ご意見を踏まえ、利用者に誤解を与えないよう、この「年間推計」が、調査計画に基づく調査結果とは異なるものであることについて、掲載箇所を別にする、説明を追記す</p>

で、公表には十分な注意が必要であると思います。その意味で、今回の対応は、基幹統計の結果に対する信頼を維持するために必要な措置だったと考えます。

このような問題を避けるためには、「年間推計」の公表時の説明をより丁寧にするなどとも考えられますが、ほかにも一案として「推計」ではなく、例えば「試算値」などと呼ぶのも一策ではないかと考えます。今後の公表に当たっては、この報告が基幹統計の結果報告とは一線を画するものであることが、できるだけ一目で理解できるような工夫をしていただきたいと思います。

なお、この「推計」の精度を向上させる努力も必要とは考えますが、直近数カ月のデータが入手できていない状況での「推計」の改善には、おのずと限界があると思います。無理のない範囲で改善の工夫をしていただけたらと思います。

この度の「年間推計」の公表の取りやめに関して、今後、他の基幹統計において同様の扱いが行われることに対して懸念される向きもあると思いますが、今回の問題は、かなり人口動態統計の「年間推計」固有の特殊な問題と考えられるので、他の基幹統計において「推計」の公表を軽々に取りやめるといった対応は、あってはならないと考えます。

ただし、この機会に、「推計」といっても、統計によって性格が異なるということに注意喚起しておきたいと思います。この度の人口動態統計の「年間推計」のように、利用者が既公表の資料を用いて、単純に合算・四則演算程度の処理により完全に再現できるレベルのものであれば、それを取りやめることにより生じる影響は軽微と思われると思います。しかし、例えば四半期 GDP 速報の第一次速報のように、GDP の値の合算の中に一定の仮定を置いて計算した値を含めた場合（仮定を置いた計算という意味では同じと言えます。）には、その部分の値は明示的に公表されておらず、利用者が自分で試算することは不可能となるので、軽々に公表の取りやめや変更を行うことは適当ではないと考えます。

るなどの工夫に努めます。

人口動態統計については、（保健所を含む）都道府県、市町村のご協力を得て、速報を調査月の約2か月後に公表しており、いち早く我が国の人口動態を把握することができるよう努めています。

（参考）速報の流れ（例：令和2年10月発生）
届出義務者が市区町村に届出（令和2年11月14日まで（最長））
市区町村から保健所への報告（随時）
保健所から都道府県への報告（令和2年11月25日まで）
都道府県から国への報告（令和2年12月5日まで）
速報公表（令和2年12月21日）

また、月報（概数）については、全死亡者（毎月約12万人）の原死因の選択等を厚生労働省において行っています。その際、疑義のあるものは、保健所に依頼して、死亡診断書を記載した医師にその内容を照会・確認する等の上で、原死因を確定し、集計・公表しているため、現在調査月の約5か月後の公表となっているものです。

なお、作業システム等の見直しにより、更なる早期化の可能性について検討する予定です。

	<p>白塚委員から、「年間推計」の公表をめぐる課題は、そもそも人口動態統計の公表が極めて遅いことに起因していると考えられるとの指摘がありました。私もまったく同感です。統計作成部局には今後、その改善に注力していただきたいと思います。人口動態統計の公表が遅れることの一因に、人口動態事象の届出遅れの問題があると承知しており、確かに、この問題は統計作成機関だけの努力では解決しきれないものと思います。しかし、それによって生じる概数値と確報値の差は従前からわずかなようであり、それ自体は大きな障害ではないと思います。実用上は概算値が最もよく利用される数値と理解しているので、今後は概数値の公表がもっと早期化できるよう、業務フローの見直し、システム化、保健所部局の業務体制の改善・強化などにもっと積極的に取り組んでいただきたいと思います。</p> <p>人口動態統計は、少子高齢化の急速に進む日本にとって重要な統計であり、もっと速報性に力を入れて改善を進めていただきたいと思います。</p>	
--	--	--

委員お名前	白塚重典
-------	------

配布資料番号	ページ	委員の御質問・御意見	府省庁の回答
議事 7		人口動態統計の年間推計について、今回、発表を見送った事情は理解したが、説明のような事情であれば、来年以降も基礎数値のみを提供し、推計値そのものの公表は行わないことにすべきではないか。事後報告でもあり、単なる報告にとどめず、来年以降の取扱についても、明確にしておく必要がある。	ご意見ありがとうございます。 人口動態統計調査については、統計法の調査計画に基づき速報、月報（概数）、確定数を公表しているところです。 一方、今回ご意見のありました年間推計は、年末に、既公表の数値を利用して、推計精度等を考慮せず資料にある計算式により、機械的に算出しているものです。
同		より長期的な視点では、人口動態統計の速報性を高めることを検討する必要がある。年間推計をこれまで発表してきたのは、年間の速報値が翌年6月、確報値が9月とタイムラグが大きいためである。今後、マイナンバーの活用などを通じて、人口動態情報の集計作業を迅速化・効率化することを本格的に検討すべきである。	この年間推計は、昭和の頃に、記者から年末年始の記事として掲載したいとの要望を受けてサービスとして行ってきたものです。 この経緯もあり、年間推計は、統計法の調査計画に基づき行っているものではないことから、これまで統計委員会にお諮りしたことはありません。 令和2（2020）年の年間推計について、その算出に用いる令和元年、2年の出生数や死亡数などが、資料にあるように、例年と異なる動きが出ていました。このため、これまでの方法で機械的に算出し、公表することは、ミスリードにつながる可能性があるとして政策的に判断し、厚生労働省として推計を行うことを取りやめたものです。 なお、令和2年（2020）の人口動態調査の調査結果としては、速報、月報（概数）、確定数を調査計画どおりに公表する予定です。 また、本年以降の年間推計実施の有無については、厚生労働省において検討します。

委員お名前	佐藤 香
-------	------

配布資料番号	ページ	委員の御質問・御意見	府省庁の回答
7-2		<p>人口動態統計の年間推計をおこなわないという判断には一定の根拠があると考えます。けれども、事前に報告していただいたほうが妥当だったのではないのでしょうか。また、なぜ例年と異なる動向が生じているのかを分析する必要があり、その点についての言及がなかったことは残念だったと思います。</p>	<p>ご意見ありがとうございます。</p> <p>人口動態統計調査については、統計法の調査計画に基づき速報、月報（概数）、確定数を公表しているところです。</p> <p>一方、今回ご意見のありました年間推計は、年末に、既公表の数値を利用して、推計精度等を考慮せず資料にある計算式により、機械的に算出しているものです。</p> <p>この年間推計は、昭和の頃に、記者から年末年始の記事として掲載したいとの要望を受けてサービスとして行ってきたものです。</p> <p>この経緯もあり、年間推計は、統計法の調査計画に基づき行っているものではないことから、これまで統計委員会にお諮りしたことはありません。</p> <p>令和2（2020）年の年間推計について、その算出に用いる令和元年、2年の出生数や死亡数などが、資料にあるように、例年と異なる動きが出ていました。このため、これまでの方法で機械的に算出し、公表することは、ミスリードにつながる可能性があるとして政策的に判断し、厚生労働省として推計を行うことを取りやめたものです。</p> <p>なお、令和2年（2020）の人口動態調査の調査結果としては、速報、月報（概数）、確定数を調査計画どおりに公表する予定です。</p> <p>また、本年以降の年間推計実施の有無については、厚生労働省において検討します。</p> <p>分析については、前年と異なる動向が生じている事実は把握できておりますが、それがどの影響によるものかについては、本調査は、調査していません。</p>

委員お名前	神田玲子
-------	------

配布資料番号	ページ	委員の御質問・御意見	府省庁の回答
資料7 -2	P1	<p>本件については、すでに公表も終わり、報告事案と理解しています。ただ、今回の対応について、公表資料に記されている「推計方法から、算出した推計値と実態値の乖離が生じる」点について、公表資料の説明からでは、定かには理解できませんでした。この点について、教えていただければ、ありがたいと思います。と同時に、説明をもう少し丁寧に公表資料に記述いただければ、と感じています。直接質問できる方はよいのですが、配布資料だけで理解が可能なようにしていただくことも重要と存じます。</p>	<p>ご意見ありがとうございます。</p> <p>人口動態統計調査については、統計法の調査計画に基づき速報、月報（概数）、確定数を公表しているところです。</p> <p>一方、今回ご意見のありました年間推計は、年末に、既公表の数値を利用して、推計精度等を考慮せず資料にある計算式により、機械的に算出しているものです。</p> <p>この年間推計は、昭和の頃に、記者から年末年始の記事として掲載したいとの要望を受けてサービスとして行ってきたものです。</p> <p>この経緯もあり、年間推計は、統計法の調査計画に基づき行っているものではないことから、これまで統計委員会にお諮りしたことはありません。</p> <p>令和2（2020）年の年間推計について、その算出に用いる令和元年、2年の出生数や死亡数などが、資料にあるように、例年と異なる動きが出ていました。このため、これまでの方法で機械的に算出し、公表することは、ミスリードにつながる可能性があるとして政策的に判断し、厚生労働省として推計を行うことを取りやめたものです。</p> <p>なお、令和2年（2020）の人口動態調査の調査結果としては、速報、月報（概数）、確定数を調査計画どおりに公表する予定です。</p> <p>また、本年以降の年間推計実施の有無については、厚生労働省において検討します。</p> <p>公表資料に関し、いただいたご意見を受け止め、今後よりわかりやすい資料を作成するよう努めます。</p>